

## 現 場 説 明 書

- 1 業務番号 5-県営維-01
- 2 業務名 県営(仙北地区)住宅受水槽等清掃業務委託
- 3 業務場所 登米市迫町佐沼字江合三丁目19番1 他県営住宅
- 4 現場説明事項
- 業務委託期間 契約日の翌日から 令和6年1月20日 まで
- 業務内容 本業務は、水道法第34条の2第1項・水道法施行規則第55条第1号に基づき、別添仕様により給水施設の清掃業務を行うものである。
- 業務仕様 本業務は、貯水槽清掃業務仕様書によるほか建築保全業務共通仕様書・平成30年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。
- 支払方法 本業務完了確認後、請求があった日から30日以内に支払う。  
上記支払いの際に発生する銀行振込手数料は、請負者の負担とする。
- 5 質疑・回答 質疑 令和5年8月29日（火） 11時までに書面にて提出のこと。  
回答 令和5年8月30日（水） 11時までにURL上にて回答する。  
※担当：宮城県住宅供給公社 総務課経営戦略班  
TEL:022-261-6163 mail:keiei@miyagi-jk.or.jp  
FAX:022-261-0831
- 6 その他 詳細は別紙仕様書による。

## 令和5年度 貯水槽清掃業務仕様書

業務番号 5-県営維-01

業務名 県営(仙北地区)住宅受水槽等清掃業務委託

業務場所 登米市迫町佐沼字江合三丁目19番1 他県営住宅

業務期間 契約日の翌日から 令和6年1月20日 まで

支払方法 完了払いのみ

※ 支払の際に発生する銀行振込手数料は、請負者負担とする。

仕様書内容 表紙 1 枚

貯水槽清掃業務仕様書 4 枚

対象住宅一覧表(住所・数量・容量) 1 枚

計 6 枚

宮城県住宅供給公社 住宅管理部 保全課

保全課長	課長補佐(総括担当)	設備班長	担当

## 貯水槽清掃業務仕様書

### 第1章 総則

#### 1. 適用範囲

この仕様書に定める仕様は、当公社が管理する県営・都市機構・公社・各市町営住宅敷地内にある、受水槽・副受水槽・高置(架)水槽(以下「貯水槽」という。)の清掃を対象とする。

#### 2. 法令等の遵守

清掃業務は本仕様書によるほか、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等、関係法令等により実施すること。

#### 3. 関係機関等への連絡

清掃業務の実施にあたっては、当該給水施設維持管理業務受託者及び所轄の消防署等の関係機関へ断水日時等を事前に連絡し、支障のないようにすること。

#### 4. 居住者等への広報

清掃実施の概ね1週間前には、断水日時・蛇口の閉栓等注意事項、末端給水栓(戸内)での水道水検査を行うことへの協力依頼を記載したチラシを全戸へ配布し掲示板に掲示し居住者(自治会)への周知を徹底すること。また断水に際して作業前に広報を行うこと。なお、清掃業務完了後は掲示物を回収撤去すること。

貯水槽の場所が近隣民家に近い場合は、近隣民家へも周知を行うこと。

#### 5. 事故等の対応

断水時間の延長や赤水・濁水等の事故が発生した場合は、速やかに宮城県住宅供給公社及び当該給水施設維持管理業務受託者に連絡し、その指示に従うこと。

また、責任者は清掃業務完了後、供給を開始したのち2時間は現場待機し、事故等に備えて対応すること。

#### 6. 現場管理

- (1) 清掃業務の現場では、機器・用具等の整理を行い、事故等の予防対策について万全を期すと共に、近隣の建造物その他第三者に危害損傷を与えないように、必要に応じ適切な防護措置を講ずること。
- (2) 清掃業務実施中は居住者等に対し迷惑を及ぼす行為のないよう十分に注意すること。
- (3) 清掃業務完了後は仮設物等を撤去し、機器・用具等の片付けを完全に行うこと。

#### 7. 衛生上の措置

##### (1) 健康診断等

清掃業務に従事するものは、清掃の実施にあたり手足の消毒を行う他、健康管理身体の衛生について、次の事項に適合しなければならない。

イ ビル等における給水施設の衛生的管理について(環企170号)記二の(二)に基づく健康診断を行い、その結果において異常を認められなかつたこと(6ヶ月毎に1回)。

ロ 清掃実施日において下痢、風邪、皮膚病等の感染症の症状がないこと。

(2) 器具等の消毒

清掃業務に使用する器具・用具・作業衣等は受水槽清掃専用のものとし、貯水槽内に搬入する前に消毒を行うこと。

8. 報告

清掃作業実施前及び完了後に当公社に次の書類により、報告し確認を受けること。

(1) 清掃作業実施前

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| イ 清掃業務従事者全員の健康診断検査成績書、保菌検査成績書 | 各1部 |
| ロ 清掃業務責任者届（様式任意）              | 1部  |
| ハ 主任技術者経歴書、現場代理人経歴書（様式任意）     | 各1部 |
| ニ 業務履行計画書（様式任意）               | 1部  |

(2) 清掃完了後

- |   |    |
|---|----|
| イ 貯水槽清掃業務完了報告書<br>(器具類、清掃作業前・中・後、消毒時の各写真添付) | 1部 |
| ロ 水質検査成績書                                   | 1部 |

9. 業務従事者

(1) 業務責任者

清掃業務は必ず次のいずれかの資格を有する責任者を1名置くものとする。

- |  |
|--|
| イ 厚生労働大臣が指定した機関が実施する貯水槽の清掃に関する講習会を修了した者。 |
| ロ 厚生労働大臣が上記イの者と同等以上の知識経験を有すると認めた者。       |

(2) 業務従事者

- |                                   |
|-----------------------------------|
| (1) 以外の従事者は厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。 |
|-----------------------------------|

## 第2章 清掃業務

### 1. 清掃箇所

貯水槽の清掃箇所は、受水槽・副受水槽・高置水槽及び高架水槽の全内壁・外面天板及び附属設備とする。

### 2. 清掃日時

- |  |
|--|
| (1) 清掃業務は原則として平日の午前9時から午後4時までに行うものとする。 |
|--|

ただし、やむを得ない事情により時間及び実施日を変更しようとする場合は、あらかじめ当公社と協議すること。

### 3. 清掃の順序

清掃は原則として次の順序で行うこと。

- |             |
|-------------|
| (1) 副受水槽    |
| (2) 受水槽     |
| (3) 高置・高架水槽 |

### 4. 清掃作業

(1) 水量調整等

清掃にあたって貯水槽の残水が最小となるように水量調節を行うこと。この場合満減水警報機を解除し、清掃作業中はその旨の表示を行うこと。また、清掃作業完了後は必ず手動により警報機の作動の確認を行った後に警報機を復帰させること。なお、

警報連絡先警備会社に予め連絡をしておくこと。

(2) 清掃前排水

排水は速やかに行うものとする。この場合必ず予備ポンプを用意し、断水時間の延長がないように配慮すること。

(3) 照明

照明器具は事故防止のため防水型等を使用すること。

(4) 換気

塩素臭の除去及び酸欠防止のため、槽内の換気を必ず行うものとする。この場合、貯水槽の容量に見合う換気ファンにより槽内清掃完了まで継続して行うこと。また入坑前に槽内部の酸素濃度測定を行い安全確認し、槽内清掃作業中も必要に応じて測定すること。

(5) 槽内洗浄及び廃水等の処理

イ 洗浄は原則として、高圧洗浄機を用いて行うものとするが、高圧水により壁面等の損壊等が生じるおそれのある箇所等についてはデッキブラシ・スポンジ等を用いて行うこと。また、洗浄は洗浄廃水に汚れ・濁り等が認められなくなるまで繰り返し行うこと。

ロ 洗浄廃水及び砂、小石等の異物は残水処理機等を用いて、完全に除去すること。

(6) 消毒

上記(5)完了後は、消毒作業を行うこと。詳細は第2章6による。

(7) 槽外洗浄清掃

槽外側は上部天板のみ高圧洗浄やデッキブラシ等を用いて清掃すること。

(目地コーティング等に注意して行うこと)

## 5. 点検作業

上記4. 清掃作業完了後、貯水槽清掃業務完了報告書に記載の点検内容及び揚水ポンプ、弁類、配管、水位制御器、槽本体、オーバーフロー管、通気口、マンホール等の点検を行うこと。その際、亀裂・損傷等の異常を認めた場合は、直ちに当公社に連絡しその指示に従うこと。

## 6. 消毒作業

上記5. 点検作業完了後、次亜塩素酸ナトリウム溶液50～100ppmの吹き付けを高圧洗浄機により行うこととし、消毒作業完了後は槽内へ立ち入らないこと。また万が一立ち入った際は再度消毒を行うこと。

## 7. 給水開始

上記6完了後、貯水槽内に水を注入し、水質に異常が認められないことを確認した後、バルブを徐々に開放し給水を行うこと。なお、この場合の水質異常の有無の確認は、臭気、味、色、濁り及び遊離残留塩素について行うこととし、遊離残留塩素は0.2ppm以上とする。また、バルブ開放後、居住者等に給水開始の広報を行うこと。

## 8. 水質検査

給水開始後、清掃した各施設系統毎(受水槽毎)の末端蛇口から採水し水質検査を行うこと。検査成績書は当公社へ提出すること。なお、検査項目は水道法第4条第1項に定める項目(12項目)とし、検査機関は保健所等の公的機関または厚生労働省の登録水質検査機関とすること。(一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物・残留塩素・pH値・味・臭気・色度・濁度)

## 9. 写真撮影

宮城県建築工事写真撮影要領によること。

## 10. その他

- (1) 作業に必要な施設の鍵は貸出しが、事前に現地において鍵が合致するか確認すること。なお、合致しない場合は担当者へ申し出ること。
- (2) 該当施設において遠隔通報システムが設置されている場合があるため、工程表を当該給水施設維持管理業務受託者へ事前に連絡する必要がある。また作業工程に変更があった場合は必ず事前に監督員に報告し、併せて変更工程表を提出すること。
- (3) 清掃作業後の給水に伴う水道使用料については、水道事業者から請求があった場合は、速やかに支払うこと。
- (4) 清掃作業代金の支払いについて、作業完了確認後、請求があった日から 30 日以内に支払う。ただし、支払時振込手数料は請負者負担とする。
- (5) 今回の清掃業務にあたり、貯水槽清掃業務完了報告書に貯水槽毎に材質・水槽寸法容量・一槽二槽を明記すること。(※水槽寸法容量は、呼称寸法とする)
- (6) 通気口などは緩み等を確認し、緩み等があれば清掃時に締め付けを行うこと。また防虫網等の破れは、その場で外から網を被せてテープで止めるなど簡易的な補修を行うこと。またその結果は監督員に報告すること。
- (7) 二層式水槽で片側づつ清掃する場合、清掃しない方の水槽の水位は断水しないように注意しつつなるべく水位を下げて中仕切りのズレや破損等がないように気をつけること。またそれが原因で水槽からの漏水等があり修繕が必要と判断された場合、修繕費用は請負者負担とする。

県営住宅給水施設一覧表

(仙北地区)

住宅名		棟番号	受水槽	高架水槽	備考
			容積	容積	
大和吉岡南	黒川郡大和町吉岡南二丁目22番地の1		12.5	3.0	
鹿島台福芦	大崎市鹿島台木間塚字福芦359番地2	1,2	35.0	5.7	
	大崎市鹿島台木間塚字福芦359番地4	3		5.7	
古川李坪	大崎市古川旭三丁目1番		90.0		圧送
小牛田峯山	遠田郡美里町字峯山8番地6	1,2	27.0	8.0	
	遠田郡美里町字峯山8番地158	3,4	24.0	8.0	
	遠田郡美里町字峯山8番地157	5,6	18.0	4.0	
涌谷中島	遠田郡涌谷町字中島79番地4		16.0		圧送
築館萩沢	栗原市築館木戸7番8		16.0	3.4	
築館久伝	栗原市築館字久伝32番地9		15.0		圧送
若柳川南	栗原市若柳字川南堤通6番地3		22.5		圧送
迫萩洗	登米市迫町佐沼字江合三丁目19番地1	1	25.0	4.0	
		2			圧送